

# 区民税所得割額及び均等割額の見方について

私立幼稚園等保護者補助金の階層は、区市町村民税所得割額(下記A)及び均等割額(下記B)によって決定します。配偶者に所得がない方のうち、下記Cにマークがない方は、税務課で配偶者控除の修正申告をおこなってください。

ご家庭で税金を納めている方  
(納税通知書が、6月頃に区市町村から発行されます。)

お問合せ番号	
氏名	

給与収入額	年収収入額		扶養該当		扶養障害者		本人該当													
	区分	前回通知	今回通知	配偶者	特	老	其	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
所得金額	区分			配偶者	特	老	其	特	未	老	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡	寡
	所得割額																			
	均等割額																			
	区分			調整控除額	税額控除額															
	区分			区民税	都民税															
所得控除	区分			区民税	都民税															
	合計			区民税	都民税															

  

税額控除の内訳			配偶者控除額・株式等譲渡所得割額控除額	
区分	区民税	都民税	配偶者控除	株式等譲渡所得割額控除
配偶者・扶養				
配偶者特別				
基礎控除				
合計				

※住宅ローン控除や寄附金控除の適用を受けている場合は、適用前の額が算定基準となります。

勤務先で税金がひかれている方  
(特別徴収税額通知書が、6月頃に勤務先から配布されます。)

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定変更通知書(納税義務者用)

給与収入	主たる給与以外の合計	所得区分	所得金額
給与収入	主たる給与以外の合計	所得区分	所得金額
給与収入	主たる給与以外の合計	所得区分	所得金額

  

所得区分	所得金額	所得区分	所得金額
所得区分	所得金額	所得区分	所得金額
所得区分	所得金額	所得区分	所得金額

区民税	所得割額	A
区民税	均等割額	B
都民税	所得割額	
都民税	均等割額	
特別徴収税額	所得割額	
特別徴収税額	均等割額	
控除不足額		
氏元当額		
既納付額		
変更前税額	6月分	
変更前税額	7月分	
変更前税額	8月分	
変更前税額	9月分	
変更前税額	10月分	
変更前税額	11月分	
変更前税額	12月分	
変更前税額	1月分	
変更前税額	2月分	
変更前税額	3月分	
変更前税額	4月分	
変更前税額	5月分	

※令和5年1月1日現在、区外にお住まいの方は、前住所地で課税されるため、本区で課税状況を確認することができません。そのため、上記A, B, Cについて漏れがないよう確認し、通知書の写しを提出してください。